

背景 令和6年4月1日施行の改正児童福祉法でこども家庭センターの設置が努力義務化。

要点 福島市は法施行より1年早くこども家庭センターを設置した。

こども家庭センターの機能（児童福祉と母子保健の連携）

6. 児童福祉と母子保健の一体的支援（連携・協力） ※詳細版

こども家庭センターにおける一体的支援

- **こども家庭センター**は、全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、**児童福祉と母子保健の一体的支援**を行う機能を有する機関として位置づけられている。
- こども家庭センターには、**主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等**と、**主に母子保健の相談等を担当する保健師等**が配置され、それぞれの専門性に応じた業務が行われるが、児童福祉と母子保健の一体的支援を行うに当たっては、**両者が適切に連携・協力**しながら、妊産婦や子どもへの支援を実施することが重要。



子ども家庭支援員等と保健師等の連携・協力

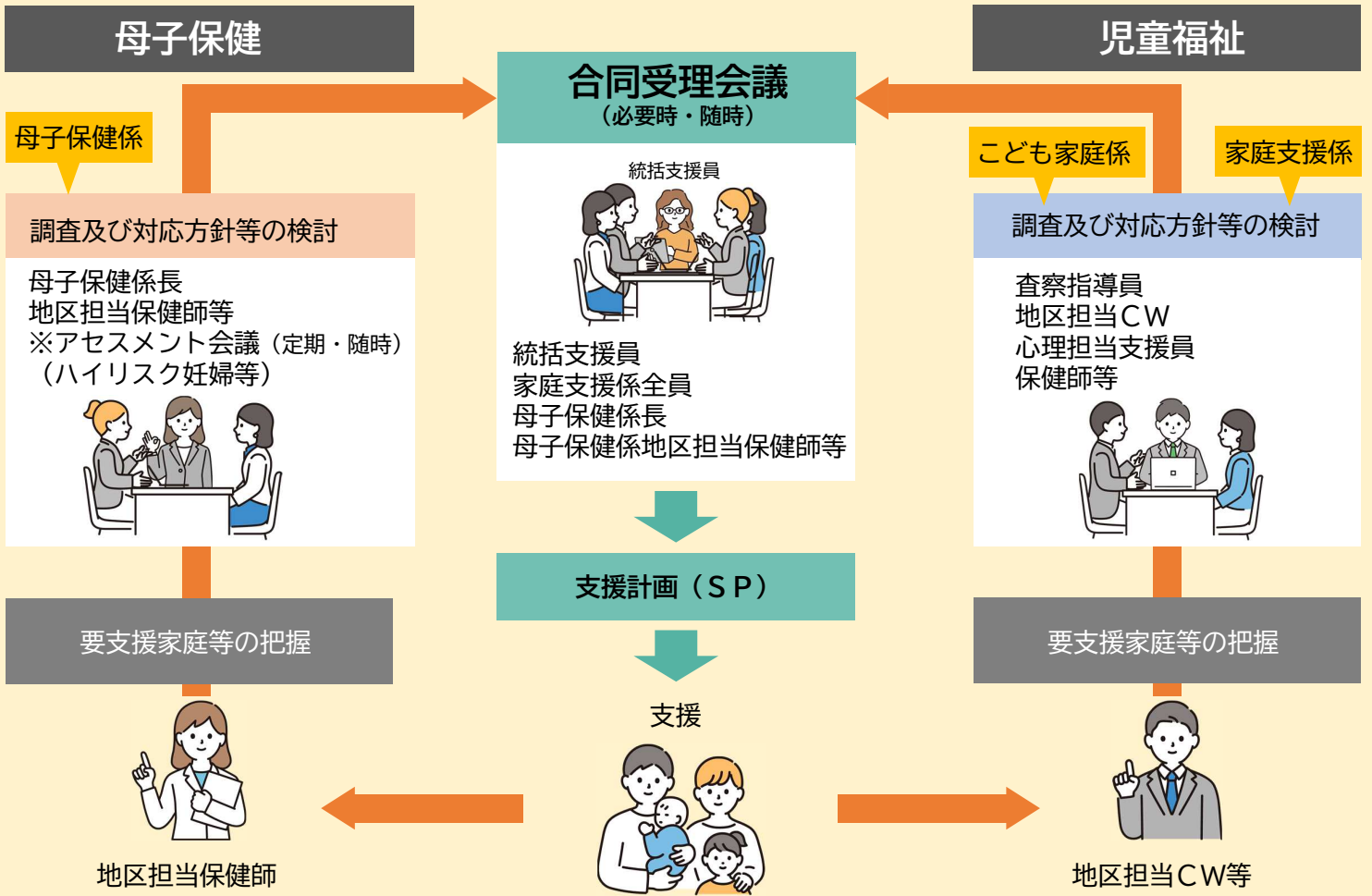
- 妊娠の届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、1歳6ヶ月健診、3歳児健診など、**母子保健施策によるポピュレーションアプローチ**を通じて**保健師等が支援の必要な家庭を把握**した場合には、**統括支援員、子ども家庭支援員等と情報を共有し、支援方針を決定**することなどにより、両者が連携・協力しながら児童福祉と母子保健の一体的な支援が行われることとなる。
- ※ 子育て支援施策を通じて母子保健の支援を必要とする家庭を把握した場合も同様。

福島市では合同受理会議を通して支援計画（SP）を作成する。



ポイント

虐待予防を視野にハイリスク妊婦等の支援強化を図る。



福島市こども家庭センター・えがお (こども家庭課) の職員配置

